

廃食用油の売払いに係る制限付き一般競争入札について

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和5年4月25日

佐倉市長 西田 三十五

1 制限付き一般競争入札に付する事業

(1) 事業名称

令和5年度廃食用油の売払い

(2) 事業場所

佐倉市小篠塚清掃事務所（佐倉市大篠塚1059番地先）

(3) 契約期間

契約日～令和6年3月31日

(4) 売払い物品

廃食用油

※詳細は、別紙仕様書のとおり

(5) 予定価格【最低売却価格】

単価（消費税及び地方消費税の額を含みません。）

金 34円/10当たり

（入札書比較価格 34円/10当たり ※消費税及び地方消費税の額を含みません。）

(6) 入札の方法

ア 郵便入札の方法により行います。

イ 入札回数は、1回とします。

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

入札参加者に必要な資格に関する要件は、次のとおりです。

(1) この事業の公告日現在において、次の要件を満たしている方

ア 事業経験に関する条件

過去2年間において、官公庁発注における再生利用に供する廃食用油の買受を受注した実績のある方

※事業の実績が確認できるもの（発注者・事業名・契約金額・契約期間・契約内容等が確認できる契約書及び設計図書等）の写しを添付してください。

イ 許可・登録等に関する条件

ありません。

(2) 上記2(1)の要件を満たし、かつ、この事業の公告日から開札日までの間におい

て、次の要件のいずれにも該当しない者であること。

- ア 佐倉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 4 年 5 月 1 日制定）に基づく指名停止、又は佐倉市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 11 年 11 月 25 日制定）に基づく指名除外を受けている者
- イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、又はこの事業の開札日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡小切手を出した者
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
- オ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当しない方
- キ 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない方

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

- ①当該入札物件を暴力団の所有物その他これに類するものの用に供しようとする者
 - ②次のいずれかに該当する者
 - (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員である者
 - (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (3) 同一人が代表者となっている法人等は、重複して入札参加申請をすることができません。
- (4) 事業協同組合等が入札参加申請をする場合は、その組合等の構成員となっている方は、単独で入札参加申請をすることはできません。

3 入札参加申請に関する事項

(1) 入札参加申請の期間

令和5年5月9日（火）午後4時まで

(2) 入札参加申請の方法

ア この事業用の「一般競争入札参加資格確認申請書」、「役員等名簿」及び上記2(1)アの実績が確認できる書類を、ファクシミリにより佐倉市役所契約検査課へ提出してください。

ファクシミリの到着後、契約検査課担当者から一般競争入札参加資格確認申請書に記載された参加申請書記載責任者の方へ着信確認の電話をします。

ファクシミリ番号：043-486-1919

イ 「一般競争入札参加資格確認申請書」及び「役員等名簿」は、代表者印を押印したものを送信してください。

ウ ファクシミリの送信後、翌日（翌日が佐倉市の休日に関する条例（平成元年佐倉市条例第13号）に定める市の休日（以下「市の休日」といいます。）の場合はその直後の市の休日でない日。申請の期限日に送信した場合は当日中）までに契約検査課から着信確認の電話がない場合には、参加申請された方から契約検査課へ着信確認の電話をしてください。

電話番号：043-484-6111

(3) 資格確認結果の通知

ア 入札参加資格確認結果は、令和5年6月1日（木）午後4時までに電話で連絡します。

イ 入札参加資格がないと決定された方は、電話連絡後、後日文書により通知します。通知が到着した日の翌日から起算して3日以内（3日目が市の休日の場合は、その直後の市の休日でない日まで）に、文書により市長に対して説明を求めることができます。

4 事業内容説明等に関する事項

(1) 設計図書等を示す場所

佐倉市契約検査課ホームページ

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/keiyakukensaka/index.html>

申請書等の作成説明会及び事業説明会はありません。

上記ホームページから設計図書等の電子ファイルをダウンロードしてください。

(2) 設計図書等を示す期間

公告日の午前9時から開札日時まで

5 質問及び回答

ア 設計図書等に対する質問書を提出する場合は、令和5年5月9日（火）午後5時

までに、この公告の事業の事業説明質問書をファクシミリ又は電子メールにより事業担当課に提出してください。

イ 電子メールで質問書を送付する場合は、件名に、事業名及び質問書である旨を記載してください。本文には、事業者名、担当者名、返信先を記入の上、質問書を添付してお送りください。

ウ 回答は、令和5年5月11日（木）午後5時までに、事業担当課から質問者に対してファクシミリ又は電子メール（質問書と同様の方法）により行います。

エ 質問が無い場合、質問書の提出は必要ありません。

6 入札

(1) 郵送期限日

令和5年6月7日（水）必着

※入札書は、必ず資格確認結果の連絡を受けた後に郵送してください。連絡前の郵送は無効となる場合があります。

(2) 宛先

〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

佐倉市役所 財政部契約検査課 契約班

(3) 郵送方法

ア 入札書の提出は、配達記録が残る書留郵便等を利用した郵便物に限ります。

イ 封筒表面には、上記6（2）の宛先を記載し、「入札書在中」と明記してください。

ウ 封筒裏面には、「事業名称」、「事業場所」、「開札日時」、入札者の「住所又は所在地」及び「商号又は名称」を明記してください。

エ 封筒は、フラップ部分（のり付けする部分）の中央1箇所代表者印により封印してください。

オ 封筒の大きさは指定しませんが、なるべく長型3号サイズの封筒により郵送してください。

(4) 郵送物

ア 封筒には、「入札書」のみを入れてください。

イ 入札書をさらに中封筒に入れる必要はありません。

(5) 入札書

ア 入札書へは、契約希望単価 （税抜き） を記載してください。

イ 入札書は、必ずこの公告の事業専用の入札書書式を用いてください。入札書の書式は、上記4（1）設計図書等の入札書のエクセル形式ファイル内にあるので、忘れずにダウンロードして保存しておいてください。

ウ 入札書には、入札日、宛名、住所又は所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、事業名称、事業場所及び入札金額を明記して、代表者印を押印してください。なお、入札日は、実際に入札書を郵送する日を記載してください。

(6) 入札保証金

入札保証金は、免除します。

ただし、佐倉市財務規則（平成元年佐倉市規則第6号）第131条第2項の規定により、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、落札価格に仕様書記載の予定数量を乗じた額の100分の5に相当する額の違約金を徴収するものとします。

7 開札

(1) 開札の日時

令和5年6月8日（木）午前9時30分から

(2) 開札の場所

佐倉市役所1号館6階第1会議室

(3) 開札の方法

ア 開札は、開札立会人のもと公開して行います。

イ 入札執行者は、開札に先立ち、入札者の中から開札立会人を指名します。開札立会人は抽選により選定します。選定された開札立会人へは電話により通知します。通知を受けた開札立会人は、これを辞退することができます。選定された開札立会人全員が辞退した場合には、入札に関係の無い職員をもって開札立会人に充てます。ただし、傍聴人の中に入札参加者がいる場合には、その中から開札立会人を選定する場合があります。

(4) 無効となる入札

ア 無効となる入札書は、佐倉市入札約款第16条第1項各号（第9号を除く。）及び第4項各号に当てはまる入札並びに予定価格を下回る入札とします。

イ 次の①から④のいずれかに該当する入札書は、開札しません。

①入札参加資格を有しない方から提出された入札書

②普通郵便など上記6（3）アで指定した方法以外の郵便、又は持参若しくは宅配便などの方法により提出された入札書

③上記6（2）において指定した宛先以外に郵送された入札書

④同一人から複数郵送された入札書

(5) 落札者の決定方法

有効な入札書のうち、予定価格（入札書比較価格）以上で最高の価格をもって入札された方を落札者として決定します。なお、落札者となるべき同価格の入札をした方が2人以上いる場合には、開札後、指定する日時場所において、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。その際くじを引かない方があるときは、入札事務に関係の無い職員にくじを引かせるものとします。

8 契約

(1) 契約金額

入札書に記載された10当たりの単価（消費税及び地方消費税の額を含みません。）

をもって契約金額とします。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除します。

9 留意事項

(1) 提出された一般競争入札参加資格確認申請書等は、返却しません。なお、一般競争入札参加資格確認申請書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び同法施行令（平成 13 年政令第 34 号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしません。

(2) 異議申立て

ア 入札参加者は、入札後、設計図書等の不明その他の理由をもって、異議を申し立てることはできません。

イ 入札の執行は、佐倉市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札の日時を延期し、又は取りやめることがあります。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しません。ただし、入札参加資格確認等のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

(4) この公告に記載する事項以外の事項については、佐倉市入札約款のとおりとします。

10 担当

(1) 事業担当課

環境部廃棄物対策課

電話：043-484-6149

ファクシミリ：043-486-2504

電子メールアドレス：haikibutsu@city.sakura.lg.jp

(2) 入札執行担当課

財政部契約検査課

電話：043-484-6111

ファクシミリ：043-486-1919

佐倉市契約検査課ホームページ

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/keiyakukensaka/index.html>